

2016年 月 日

住 所：名古屋市熱田区沢下町9番7号

団 体：愛知県労働組合総連合

代表者：事務局長 知崎 広二 ㊟

請願紹介議員：

わいの恵子  
下奥 奈歩

## 「公契約条例」に賃金下限設定など労働者保護を盛り込むことを求める請願

### 【請願趣旨】

公契約とは、自治体が民間企業に仕事を委託する際に取り結ぶ契約のことです。しかし、近年の地方自治体の建設工事や公共サービスの入札等において、際限のないダンピング受注が繰り返され、正規労働者の非正規雇用労働者への置き換えが広がり、各地で多くの事業者や労働者が悲鳴を上げており、官製ワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下の非正規労働者を数多く生んできています。本来、税金の使い道として、委託した仕事の契約の中で、労働者に賃金として支払われるべきものが別の費目に使用されることがあってはならないと考えます。

公契約条例を制定するにあたって、賃金の下限設定は、公契約条例の「目的」の幹となります。「報酬は労使で決めるもの」であることは否定しませんが、その結果、雇用が劣化し、公務・公共サービスの質の低下を招いているのです。また、業者の「労務管理が煩雑化する」という懸念も、すでに実施している自治体では、受注業者から「実務量が増えて困った」という声はまったく出されていません。公契約条例の広がりとともに、従来、不当に低かった賃金が着実に改善された現場では、労働者のモチベーションが大幅にアップしています。ぜひ条例等に反映させてください。次に、指定管理者制度に関しても、「委託替え」があると、そこで雇用される労働者も入れ替わってしまうことがままあります。労働者にとって雇用は不安定になるだけでなく、身につけたスキルを捨てることになり、住民にとっては、公共サービスの品質が低下し、サービスの継続性が失われてしまうことになります。

今回の「愛知県公契約条例」の制定に際し、手続きの問題で「パブリックコメント」を求めて、広く県民に対して意見を聞く姿勢や労働者の立場にたった内容が不十分さを残していること。さらに、新聞報道(1/27中日)によれば、対象の金額設定が、予定価格が6億円以上の公共工事と高く、物件数が限られたものにしか適用されないおそれがあります。また、公契約条例・第5条第2項が、努力義務になっていることから、公契約の相手側に対する「罰則規定」がなく、新聞報道の「通報制度で、是正せず従わなかった場合は『指名停止』にすること」から、トーンダウンしていることになっています。公契約の適正化について県が“善導”することによる市町村への影響が極めて大きいことも十分に考慮していただきたいと考えます。

つきましては、下記の事項に対して、条例等に盛り込むように請願いたします。

### 【請願事項】

- 1、労働報酬の下限額を設け、適正な賃金設定を行うこと。
- 2、公契約の適用範囲を、多くの公契約案件に適用出来るよう設定すること。
- 3、指定管理者制度で、「委託替え」があっても、締結前からその業務に従事していた労働者のうち希望する者を雇用する努力義務を負わせること。
- 4、「努力義務」ではなく「罰則規定」を設けるなど、実効性のある条例とすること。